

この書面をよくお読みください。

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3第1項に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。)

クーリング・オフ条項（10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6）

—クーリング・オフ期間内の契約解除—

当社と、投資顧問契約を締結した顧客は、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、自由に書面により契約を解除することができますものとしたします。当該契約の解除日は、顧客がその書面を発した日となります。

*内閣府令で定める金額

- ・助言を行っていない場合には契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）
- ・助言を行っている場合には日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）

なお、契約解除の場合は、前払い報酬から解除までの期間に相当する報酬額として金融商品取引業等に関する内閣府令で定める金額（*）を差し引いて返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

—クーリング・オフ期間経過後の契約解除—

契約の解除についてはメールにより行うものとしたします。（解除日は、顧客がそのメールを送信した日とします。）

中途解除の場合は、日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）を前払い報酬から差し引いた金額を返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

(注) 助言サービスの無料期間内に、初回の報酬をお支払いして頂いた方の中で、有料サービス開始日より前に契約の締結を取り消したい場合には、その旨のご連絡をメールで頂いた上で、前払い報酬は全額ご返金いたします。

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等があります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。当社の助言対象金融商品に関するリスクは以下のとおりです。

① 株式のリスク

(1) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、株式の価格が上昇したり、下落したりすることをいいます。株式を購入した時と比べて、株価が上昇すれば利益が生じ（キャピタル・ゲイン）、株価が下落すれば損失が生じます（キャピタル・ロス）。価格変動を引き起こす原因はさまざまですが、主なものとして景気動向、企業業績、金利、為替相場、物価などがあげられます。

(2) 信用リスク

株式を発行した企業が倒産するリスクのことです。株式を発行した企業が倒産すると、配当が出ませんし、その企業の株式を換金（売却）することも難しくなります。さらに、借金が多く財産が残らなかった場合には、株主へ財産の分配はありません。

(3) 流動性リスク

上場企業が、上場の取り止めを申請した場合や、市場で売買される株式の量が少なくなって公正な価格を維持するのが困難になった時、上場企業が倒産状態になった時などには上場が廃止されます。つまり、その株式は、取引所での売買が行われなくなるわけです。保有している株式の上場が廃止されると、取引所で売買できなくなるため、思うようなタイミングで売れなくなったり、安い値段でしか売れなくなる場合があります。

(4) カントリーリスク

外国に投資を行う場合、相手国の政情、経済事情、その他、地理や環境の面など、投資資金の回収が難しくなるリスクがございます。景気後退、インフレ、テロや内乱、戦争などによる政情の不安定化や急速な景気後退、あるいは政府の政策変更などで、カントリーリスクが高まる場合がございます。

② オプション取引のリスク

(1) 価格変動リスク

価格変動が予測に反して推移した場合は損失が発生する可能性があり、価格変動の幅が小さくても総取引金額では大きな額の変動となる為、その変動の幅によっては損失が預託した証拠金を上回るおそれがあります。

(2) 追加証拠金リスク

証拠金に不足が発生した場合には、取引業者の定める時限までに追加の証拠金（追証）を差し入れなければ、取引を継続できなくなる（取引業者により建玉を強制的に決済される等）があります。

(3)規制措置リスク

取引に異常が認められる場合には、証拠金の引き上げや代用有価証券の制限等の規制措置が発動されることがあります。その場合、追加の証拠金を差し入れたり、代用有価証券と現金を差し換えたりすることが必要となることがあります。

(4)流動性リスク

国内外の金融、政治、経済情勢の変化や天変地異等による価格急変等の状況によっては、流動性の低下により意図した通りの取引（希望する価格での取引、決済のための取引等）ができないことがあります。

(5)信用リスク

取引業者が破たんした場合等には、建玉の決済や他の取引業者への建玉移管等が必要となることがあります。

(6)システム障害リスク

取引業者のシステムに障害が発生した場合、または取引業者及び投資家を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合には、注文の発注や相場情報の配信が遅延したり、取引が中断あるいは停止したりすることがあります。

－投資顧問契約の概要－

1. 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
2. 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

－当社の概要－

1. 商号： 株式会社グローバルアセットパートナーズ
2. 住所： 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目 9 番36号
グッドヒルⅡ605
TEL： 048-711-7050
MAIL： info@gap225op.com
3. 投資助言・代理業者： 関東財務局長(金商) 第2821号
登録番号
4. 資本金： 金1,000万円
5. 役員の氏名： 代表取締役 生方 茂樹
取締役 生方 恒子
同上 手塚 弘子 (非常勤)
6. 主要株主： 生方 茂樹 (200株/100%)
7. 分析者・投資判断者： 代表取締役 生方 茂樹
8. 助言者： 代表取締役 生方 茂樹

9. 助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等について
—投資助言葉の内容、方法等について—

当社の投資判断・分析・助言については、代表取締役が担当するものとする。助言の内容、方法等については、助言対象金融商品（株式又は日経225オプション取引）の別により、下記のとおりとする。

助言対象金融商品	国内上場株式	日経225オプション取引
助言内容及び頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日（土日、祝祭日等除く。）場況（株式市場のその日の流れ等）について配信する。 ・月に5～8銘柄程度、当社が推奨する銘柄について、その売買タイミングを配信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日（土日、祝祭日等除く。）その日のオプション取引の見通しについて配信する。 ・月に3回程度オプション取引の売買タイミングを配信する。
配信方法	メールによる配信	

※上記株式及びオプション取引両方の助言サービスを受けることも可能です。

—契約方法、期間等について—

当社の契約方法については、まず当社が予め期間を定めて、会員の募集を当社HP上で行います。（募集期間等は、その都度設定致します。）

当該募集期間にお申し込み頂いた方は、募集期間終了後から約1ヶ月程度無料で、当社の助言サービスの提供を受けることが出来ます。

無料期間後も引き続き、当社の助言サービスの提供を受けたい方は、無料期間中に銀行振込又はクレジットカードにて、助言報酬をお支払いして頂きます。報酬を期間内にお支払い頂いたお客様は、無料期間終了後も引き続き、同サービスを有料にて受けることが出来ます。なお、契約期間は、株式及びオプション取引どちらも1ヶ月間もしくは3ヶ月間とし、解除の申出がない限り、自動的に更新され、その後も同様と致します。

—報酬体系—

当社の報酬体系については、株式およびオプション取引とも、①1ヶ月間29,000円（税込） ②3ヶ月間82,000円（税込）といたします。

また、報酬支払いのタイミングについては、初回は約1ヶ月程度の無料期間内とし、その後は、契約期間満了日までに翌月分をお支払いして頂きます。

※助言対象金融商品（株式又は日経225オプション取引）の別による報酬額の違いはございません。なお、それぞれの商品についてサービスを受ける場合には、商品ごとに報酬をお支払いして頂きます。＝1ヶ月の場合 月額58,000円（税込）

10. 終了の事由

投資顧問契約は、1. 当社の廃業及び2. クーリング・オフ期間内又はクーリング・オフ期間経過後に契約解除が為された場合並びに3. 契約期間が満了した場合(契約を更新する場合を除く。)に終了となります。

11. 投資顧問契約に関する租税の概要

投資顧問契約の締結には、消費税が課税されます。又、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

12. 当社が行う金融商品取引業の内容

当社が助言を行う金融商品の種類は、金融商品取引法第2条第1項第9号に規定する上場国内株式及び同法同条第20項に規定する日経225オプション取引とする。

当社が業として行う金融商品取引行為の種類は、金融商品取引法第2条第8項第11号に規定する投資助言業とする。

13. お客様が当社に連絡する方法

メール(info@gap225op.com)又は電話(048-711-7050)によるものとする。

14. 加盟団体等について(加入している金融商品取引業者協会、認定投資者保護団体)

該当なし

15. 当社の苦情処理及び紛争解決措置について

当社の苦情処理体制については、自社で対応し、代表取締役（責任者）をその窓口とする。苦情に対しては、自社で社内規則として別紙「金融商品取引業務(投資助言・代理業務)に係る苦情等処理規程」を整備・公表し、迅速且つ適切に対応し、また顧問弁護士の助言を得て、その解決を図るものとする。

又、当社は、金融商品取引法第 37 条の 3 に規定する当書面及び同法第 47 条の 3 に規定する説明書類に記載するとともに、社内規則及び苦情の申出先を、当社の店頭及びHPに掲示・掲載し、周知徹底及び公表を図るものとする。苦情の対応方法は基本メール・電話により対応する。

<当社の苦情窓口>

- ・担当者：生方 茂樹（責任者）
- ・電話番号：048-711-7050
- ・メールアドレス：info@gap225op.com

当社の紛争解決措置については、当社が協定を結んでいる東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターの 3 センターを利用して紛争の解決を図るものとする。

当社及び顧客は 3 センターのいずれかに、特定投資助言業務に関する紛争の解決のためのあっせん・仲裁の申立ができるものとする。

又、当社は、上記 3 センターを通じて紛争の解決を図る旨及び各センターの連絡窓口を、金融商品取引法第 37 条の 3 に規定する当書面及び同法第 47 条の 3 に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びHPに掲示・掲載し、周知徹底及び公表を図るものとする。

<各センターの連絡窓口>

■東京弁護士会紛争解決センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：30～12：00 13：00～15：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3581-0031

■第一東京弁護士会仲裁センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）10：00～12：00 13：00～16：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3595-8588

■第二東京弁護士会仲裁センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：30～12：00 13：00～17：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3581-2249

16. 公衆の縦覧に供すべき事項

当社の登録内容をお知りになりたい方は、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。

----- ご注意 -----

金融商品取引業者は、つぎのことが法律で禁止されています。

1. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客の為に一定の金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)を行うこと。
2. 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させること。
3. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

金融商品取引業務(投資助言・代理業務)に係る苦情等処理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、当社が行う金融商品取引業務(以下、「業務」という。)に関して、顧客より申し出のあった本規程第2条に定める苦情等を迅速且つ公正に処理するための基本的事項及び手続を定め、ひいては苦情等の再発防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において用いられる用語は、以下の意味を有するものとする。

- 2 「苦情」とは、当社の責任の有無に関わらず、当社の業務に関し、顧客が当社に対しその責任又は責務に基づく行為を求めること、又は当社の業務に起因して何らかの被害が発生している若しくは発生し得る恐れがあるとして、その解決を求めることをいう。
- 3 「紛争」とは、苦情のうち、顧客と当社との間では解決ができず、第三者処理機関(当社が協定を締結する紛争処理機関や裁判所)を介して、その解決を図るものをいう。
- 4 「苦情等」とは、苦情及び紛争の総称をいう。

第2章 苦情等処理体制

(苦情等処理責任者)

第3条 苦情等処理責任者は、代表取締役(生方茂樹)とし、苦情等の收拾・解決のための管理責任を負うものとする。

- 2 苦情等処理責任者は、苦情等の申出先を顧客に周知し且つ苦情等処理に係る業務運営体制等を適切に公表し、又紛争処理機関に関する情報を顧客に周知し且つ公表するものとする。

(周知・検証等)

第4条 苦情等処理責任者は、苦情等処理に関し、本規程に基づき業務が運営されるよう、研修、マニュアルの策定その他の方法により、本規程の内容に関して、社内に周知徹底を図るものとする。

- 2 苦情等処理責任者は、顧客からの苦情等が多発した場合には、本規程等の社内における周知徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証するものとする。
- 3 苦情等処理責任者は、苦情等の処理状況のモニタリングを継続的に行い、必要に応じ、本規程の検討及び見直しを行うものとする。

(苦情等の対処の実施態勢)

- 第5条 役職員は、顧客からの苦情等の把握に努めるものとし、顧客の苦情等の申し出を受けた場合は、速やかに第3条第1項に定める苦情等処理責任者に報告しなければならない。
- 2 苦情等処理責任者は、苦情等の内容が経営に重大な影響を与え得る事案であると判断した場合には、速やかに苦情等の発生、内容、処理状況等につき、適宜役職員に報告、周知するものとする。
 - 3 苦情等処理責任者は、苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件を速やかに解消するものとする。
 - 4 苦情等処理責任者は、苦情等対処に当たり、顧客の個人情報について、個人情報保護法、個人情報保護に関するガイドライン、実務指針に基づき、適切に取り扱うものとする。
 - 5 苦情等処理責任者は、苦情等対処に当たり、損失補てん等の禁止規定との関係を踏まえ、適切な対応をとるものとする。
 - 6 苦情等処理責任者は、苦情等が反社会的勢力によるものである事が判明した場合には、断固たる対応をとり、必要に応じて警察等関係機関に連絡を取り、対応するものとする。
 - 7 苦情等処理責任者は、苦情等に関して必要に応じ、顧問弁護士と相談・協議するものとする。

(顧客への対応)

- 第6条 苦情等処理責任者は、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決するべく、顧客に応じて、その事情を十分にヒアリングするほか、関係者から事実関係及び苦情等の内容等を調査し、原因及び責任の所在を明確にするものとする。
- 2 苦情等処理責任者は、苦情等申出時から処理後まで、顧客特性に配慮しつつ、顧客に対して、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明を必要に応じて行うものとする。
 - 3 苦情等処理責任者は、顧客から当該顧客の取引状況等に係る情報について開示要請があった場合、関係法令等に従い適切に開示等の対応を行うものとする。
 - 4 顧客に対しては、社内規則及び苦情の申出先を、当社の店頭に掲示し、周知徹底及び公表を図るものとする。

(情報共有、再発防止等)

- 第7条 苦情等処理責任者は、苦情等及びその対処結果等を類型化した上で、内部監査担当者に報告するとともに、重要案件は速やかに役職員に周知させ情報共有を図るものとする。
- 2 苦情等処理責任者は、苦情等の内容、苦情等処理結果及び原因調査結果について、適切且つ正確に記録するものとし、それらを今後の顧客対応、事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策及び未然防止策の策定等に活用するものとする。
 - 3 苦情等処理責任者は、苦情等処理結果、原因調査結果、再発防止策及び未然防止策に関して、その結果をまとめ内部監査の際に報告書として作成し、内

- 部監査担当者に報告するものとする。
- 4 苦情等処理責任者は、苦情等の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じて、苦情等の処理体制について検討・見直しを行うものとする。
 - 5 内部監査の際には、苦情等対処の実効性が確保されているかどうかを確認するものとする。
 - 6 代表取締役は苦情等の対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な処置を講じることの判断、態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しを指揮するものとする。

平成27年 1月 8日制定
株式会社グローバルアセットパートナーズ